

地方公共団体の財政状況や経営状況が健全な状態であることをチェックするため、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく指標を算定・公表しています。

4つの指標から構成される「健全化判断比率」は自治体の財政状況を、「資金不足比率」は公営企業の経営状況を、それぞれ健全なものかどうか判断する指標です。

健全化判断比率	実質赤字比率	一般会計、共同汚水処理施設事業特別会計、土地区画整理事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計の4つを普通会計といい、その収支額が赤字になった場合、自治体の標準的な収入に対して赤字額がどの程度の割合かを示す指標
	連結実質赤字比率	自治体全体の収支額が赤字になった場合、その自治体の標準的な収入に対して赤字額がどの程度の割合かを示す指標
	実質公債費比率	普通会計が負担する市債の元利償還金など(借入金の返済)が、その自治体の標準的な収入に対してどの程度の割合かを示す指標
	将来負担比率	市債や数年間にわたる契約で約束された支払いなど、将来支払わなければならない負債がその自治体の標準的な収入に対してどの程度の割合かを示す指標
資金不足比率		7つの公営企業会計ごとに算出した資金の不足額が事業の規模に占める比率

健全化判断比率や資金不足比率から見た令和4年度における津市の財政状況と各公営企業の経営状況は、全ての指標において基準値を下回っており、健全な状態といえます。



指 標		財政再生基準 (レッドカード)	早期健全化基準 (イエローカード)	津市の比率
健全化判断比率	実質赤字比率	20%	11.25%	実質黒字のため該当なし
	連結実質赤字比率	30%	16.25%	
	実質公債費比率	35%	25%	4.9%
	将来負担比率	——	350%	32.1%
資金不足比率		経営健全化基準		津市の比率
		20%*		各公営企業とも資金不足なし

令和4年度については、実質公債費比率は市債の元金償還額が増加および標準財政規模が減少したことで上昇し、将来負担比率は、合併特例債などの償還が進んだことによる市債残高の減少や、市債の償還に充当可能な基金の残高等が増加したことなどによって令和3年度と比べ低下しています。

グループ	Yes (%)
H29	5.0
H30	4.7
R1	4.7
R2	4.9
R3	4.7
R4	4.9

単位: %

グループ	割合 (%)
H29	45.5
H30	44.3
P1	49.8
P2	47.1
P3	35.7
P4	32.1

市債年度末残高の推移(普通会計ベース)

年度	臨時財政対策債等	合併特例債	その他	合計
H29	522	379	200	1,101
H30	528	375	190	1,093
R 1	519	424	184	1,127
R 2	510	410	193	1,113
R 3	518	376	191	1,085
R 4	485	337	199	1,021

単位:億円

部署	人数(人)
H29	131.3
H30	109.3
R1	86.6
R2	88.0
R3	100.4
R4	114.8

広報つ！ 令和5年10月16日号 5